

決議案第 2 号

平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成21年12月17日提出

天理市議会議員	寺 井 正 則
”	飯 田 和 男
”	佐々岡 典 雅
”	東 田 匡 弘
”	三 橋 保 長

平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書

民主党は新政権において、平成21年度補正予算の執行を停止し、不要と判断した事業は廃止する方針を示している。

同補正予算は現下の経済危機において、景気の底割れを防ぎ、国民生活の安心を確保し、未来の成長につなげるために、事業費で57兆円、財政出動で15兆円となる過去最大の「経済危機対策」を執行するためのものである。

各地方自治体では、補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1兆3790億円）、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）などを織り込んだ経済対策のための予算が編成され、議会の議決を経て、執行段階に入っているところである。このようなタイミングでの補正予算の執行停止方針に、各自治体には戸惑いと不安が広がっている。

補正予算の執行が停止される事態になれば、各自治体における経済対策の財源に欠陥が生じ、事業が中止に追い込まれるなど、大混乱に陥ることは目に見えている。経済対策の効果や対外経済環境の改善によって持ち直しの動きがみられる日本経済に深刻な打撃を与えるとともに、過去最悪の厳しい状況にある雇用情勢がますます悪化することが強く懸念される。

前政権の政策を見直し、予算配分の力点を変える場合でも、各自治体が正当に執行してきた経済対策の財源に支障が生じないように配慮することは国会及び政府が果たすべき最低限の責任である。

よって、国会及び政府においては、各地方自治体の経済対策が円滑に実施されるよう、平成21年度補正予算の適正な執行を図られることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

天 理 市 議 会